

第 8 3 2 回 小浜市教育委員会

と き：令和 3 年 6 月 28 日（月）

午後 3 時 30 分～

ところ：小浜市役所 4 階 401 会議室

1. 会議録 第 8 3 1 回の承認

2. 報 告

報告第 9 号 諸般の報告 R3. 5. 28～R3. 6. 27

行事予定 R3. 6. 28～R3. 7. 31 (P1～P4)

【教育総務課】【生涯学習スポーツ課】

3. 議 案

議案第 1 9 号 押印を求める手続等の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則
の制定について (P5～P13) 【教育総務課】

議案第 2 0 号 押印を求める手続等の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令
の制定について (P14～P24) 【教育総務課】

議案第 2 1 号 成年年齢引き下げ後の成人式の在り方について (P25～P26)
【生涯学習スポーツ課】

4. 教育長報告

5. その他

諸 般 の 報 告

(5月28日 ～ 6月27日)

【教育総務課】

月 日	場 所	内 容	出席者（参加者）
5月28日（金）	福井大学 敦賀キャンパス	福井大学連携協定締結式	教育長
5月28日（金）	庁内	【第831回定例教育委員会】	教育長・全委員
6月1日（火）	庁内	小浜の未来を担う総合教育事業審査会	教育長・山崎職務代理者・他職員
6月3日（木）	議場	【小浜市議会6月定例会 開会】 6月25日まで会期23日間	教育長他職員
6月9日（水）	若狭高校	若狭高校探究学習講義	教育長
6月25日（金）	議場	【小浜市議会6月定例会 閉会】	教育長他職員

行事予定

(6月28日 ~ 7月31日)

【教育総務課】

月 日	場 所	内 容	出席(参加)予定者
6月28日(月)	庁内	【第832回定例教育委員会】	教育長・全委員
7月6日(火)	若狭歴史博物館	第2回嶺南地区教育長会	教育長
7月21日(水)	庁内	【第833回定例教育委員会】	教育長・全委員

諸 般 の 報 告

(5月28日～6月27日)

【生涯学習スポーツ課】

月 日	場 所	内 容	出席者（参加者）
5月29日（土）	市内	東京2020オリンピック福井県聖火リレー 【食文化館前～若狭高校グラウンド前】	市長 教育長 部長 課長 課員
6月4日（金）	福井市	福井県公民館連合会総会	課員
6月5日（土）	福井市	青少年育成福井県民会議総会	課員
6月18日（金） ～20日（日）	富山県滑川市	北信越総体視察	課員
6月20日（日）	若狭図書 学習センター	第40回小浜市美術展 表彰式	教育長・課員

行事予定

(6月28日～7月31日)

【生涯学習スポーツ課】

月 日	場 所	内 容	出席(参加)予定者
7月 2日(金)	美浜町	嶺南地区青少年育成市町民会長会議	課員
7月 5日(月)	4F大会議室	人権擁護委員委嘱式	市長、教育長、課長、課員
7月10日(土) 11日(日)	総合運動場	第52回小浜市学童野球大会	教育長 教育委員 課長 課員

押印・署名見直しの実施について（小浜市方針）

行政手続きにおける、市民や事業者の負担軽減および利便性の向上を図るため、本市に提出される申請書等について、令和3年7月1日から押印・署名の見直しを実施する。

押印・署名見直し方針

- 1 国の法令等や県の条例等を根拠とするものは、それらの見直し結果に従う。
- 2 国の法令等に準じているものは、それらの見直し結果に準じる。
- 3 市が条例等（条例、規則、訓令、告示、要綱、要領等（内規））や慣行により独自に定めているものの扱いは、次のとおりとする。

（1）押印判断基準

- ①「認印」の押印は、原則廃止する。
認印による押印は、本人確認としての効果は大きくないとされるため。
- ②「登記印」または「登録印」の押印を求めるもので、印鑑証明書の提出を求めず、印鑑照合を行わないものの押印は、廃止する。
- ③押印を求める合理性があっても、押印に代わる代替手段があるものの押印は廃止する。

※定義

「認印」 印鑑登録を要しない印鑑（三文印や各印など）

「登記印」 法務局へ届けた印鑑（代表者印など）

「登録印」 印鑑登録した印鑑、銀行に届け出た印鑑等（実印、銀行印など）

「押印に代わる代替手段」

署名、メール申請・オンライン申請（本人確認ができるもの）など

（2）署名判断基準

- ①「署名または記名押印」は、原則廃止する。
ただし、重要な権利義務に係るもの、多数の行政事務の基礎となるもの、虚偽の届出等により回復困難な権利侵害が発生するもの等は、例外的扱いとする。
- ②「署名および押印」は、実質的意味の有無により判断し、署名を存続する場合は、押印だけでも廃止できないか検討する。

※定義

「署名」 自署すること

「記名」 自署以外の方法（印刷、ゴム印等）で氏名を記載すること

議案第19号

押印を求める手続等の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則について

押印を求める手続等の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について承認を求める。

令和3年6月28日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

押印を求める手続等の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(小浜市立学校施設の使用に関する規則の一部改正)

第1条 小浜市立学校施設の使用に関する規則（昭和29年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第4条関係)

年 月 日

小浜市教育委員会 様

(使用責任者)住 所
氏 名

学 校 施 設 使 用 許 可 願

下記により
う申請します。

学校施設の一部を使用いたしたいので、ご許可くださるよ

記

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 時～ 時
使用場所及設備	
参 集 人 員	
金銭徴収の有無	有(円) 無
そ の 他 参 考 事 項	
学校長承認印	学校長 印

(小浜市教育委員会公告式規則の一部改正)

第2条 小浜市教育委員会公告式規則(昭和29年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方教育行政の組織および運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第2項の規定に基づき」を「地方教育行政の組織および運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定に基づき」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 規則を除くほか、教育委員会の告示およびその他の規程を公表しようとするときは、原本の番号、公布年月日、制定文、教育委員会名および教育長名を記入しなければならない。

2 第2条第1項および第3項ならびに第3条の規定は、前項の規定に準用する。

(小浜市教育委員会規則で定める様式による申請書等の押印の特例に関する規則の廃止)

第3条 小浜市教育委員会規則で定める様式による申請書等の押印の特例に関する規則(平成5年教育委員会規則第9号)を廃止する。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

議 案 内 容 要 点

議案第19号 押印を求める手続等の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則について

1) 改正理由

押印を求める手続等の見直しに伴う関係規定等の改正を行うもの。

2) 内容

押印等を求める手続等の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

【改正後・現行比較】

改正後	現行
<p>(小浜市立学校施設の使用に関する規則の一部改正)</p> <p>第1条 小浜市立学校施設の使用に関する規則(昭和29年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する</p>	

別記様式(第4条関係)

年 月 日

小浜市教育委員会 様

(使用責任者)住 所
氏 名

学 校 施 設 使 用 許 可 願

下記により 学校施設の一部を使用いたしたいので、ご許可くださるよう申請します。

記

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 時～ 時
使用場所及設備	
参 集 人 員	
金銭徴収の有無	有(円) 無
そ の 他 参 考 事 項	
学校長承認印	学校長 印

別記様式(第4条関係)

年 月 日

小浜市教育委員会 様

(使用責任者)住 所
氏 名 ㊟

学 校 施 設 使 用 許 可 願

下記により 学校施設の一部を使用いたしたいので、ご許可くださるよう申請します。

記

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 時～ 時
使用場所及設備	
参 集 人 員	
金銭徴収の有無	有(円) 無
そ の 他 参 考 事 項	
学校長承認印	学校長 印

(小浜市教育委員会公告式規則の一部改正)

第2条 小浜市教育委員会公告式規則(昭和29年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条

この規則は、地方教育行政の組織および運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定に基づき、教育委員会規則、告示およびその他の規程で公表を要するものの広告式を定めることを目的とする。

第4条

規則を除くほか、教育委員会の告示およびその他の規程を公表しようとするときは、原本の番号、公布年月日、制定文、教育委員会名および教育長名を記入しなければならない。

2 第2条第1項および第3項ならびに第3条の規定は、前項の規定に準用する。

(小浜市教育委員会規則で定める様式による申請書等の押印の特例に関する規則の廃止)

第3条 小浜市教育委員会規則で定める様式による申請書等の押印の特例に関する規則(平成5年教育委員会規則第9号)を廃止する。

第1条

この規則は、地方教育行政の組織および運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第2項の規定に基づき、教育委員会規則、告示およびその他の規程で公表を要するものの広告式を定めることを目的とする。

第4条

前2条の規定は、教育委員会の告示およびその他の規程で公表を要するものの公告に準用する。

小浜市教育委員会規則で定める様式によるのうち、次に掲げる様式による申請書および申込書につ

いては、当該様式の規定にかかわらず、押印を要しない。

(1) 小浜市立学校施設の使用に関する規則
(昭和29年教育委員会規則第6号) 別記様式

(2) 小浜市文化会館の管理運営に関する規則
(昭和46年教育委員会規則第11号) 様式第1号および様式第3号

(3) 小浜市文化会館使用料徴収条例施行規則
(昭和46年教育委員会規則第16号) 様式第1号、様式第3号および様式第5号

(4) 小浜市奨学資金貸付基金条例施行規則
(昭和62年教育委員会規則第4号) 様式第12号

3) 附則

施行日／令和3年7月1日から施行する。

議案第20号

押印を求める手続等の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令について

押印を求める手続等の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について承認を求める。

令和3年6月28日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

押印を求める手続等の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令

(小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正)

第1条 小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成23年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

年度 就学支援申請書

下記のとおり就学支援を受けたいので申請します。申請に際して、必要があれば家族構成、私および同居者の収入状況、生活保護の認定、児童扶養手当の認定について民生委員や関係機関への照会、公簿等の閲覧をすることに同意いたします。なお、認定後、給食費等学校納付金に滞納がある場合は、当該就学支援費を滞納額に充当することを承諾します。

小浜市教育委員会 様					年 月 日
学校名			申請者		(自署)
対象児童生徒	新	学年	(フリガナ) 氏名		
	新	学年	(フリガナ) 氏名		
	新	学年	(フリガナ) 氏名		
	新	学年	(フリガナ) 氏名		
					住所
					電話番号
世帯員氏名 (対象児童生徒を含む)		続柄	生年月日	年齢	勤務先・学校名
		対象児童生徒			
児童扶養手当 受給状況		1・受給中である			1・受給中
		2・申請中である			2・停止または廃止されている
		3・受給していない			3・受給したことはない
生活保護の 状況について					
支援が必要な理由について、具体的に記入してください。					

《以下は記入しないでください。》

学 校 長 意 見 欄	
学校名	1・生活状態が悪と思われる。 2・学校納付金が滞りがちである。 3・学用品費等に不自由している。 4・経済的理由により欠席が多い。 5・その他（具体的に）
校長名 印	
右のとおり決定する。	
年 月 日	1・認定する。
小浜市教育委員会	2・却下する。
教育委員会 印	

(裏)

民生委員所見欄

※ 教育委員会、学校へ連絡したいことがある場合はご記入ください。

担当民生委員

(自署)

(小浜市立小学校および中学校の処務細則の一部改正)

第2条 小浜市立小学校および中学校の処務細則(昭和47年教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。)第42条および第55条の規定によって、」を「学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。)第34条の規定によって、」に改める。

第18条中「校長は、規則第20条第3項」を「校長が、規則第21条の2第2項」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第4条関係)

年 月 日	
小浜市教育委員会 様	
保護者住所	
氏名	
学齢児童(生徒)就学猶予(免除)願書	
次の学齢児童(生徒)の就学猶予(免除)を願いたいので、医師の診断書(証明書)を添えて お願いします。	
記	
児童(生徒)氏名	
生 年 月 日	年 月 日生
保護者との続柄	
現 住 所	
猶予(免除)を要 する理由	

備考 医師の診断書(証明書)又は児童相談所等の証明書を添えること。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

議 案 内 容 要 点

議案第20号 押印を求める手続等の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令について

1) 改正理由

押印を求める手続等の見直しに伴う関係要綱等の改正を行うもの。

2) 内容

押印を求める手続等の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令

【改正後・現行比較】

改正後	現行
(小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正) 第1条 小浜市要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成23年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。	(略)

年度 就学支援申請書

下記のとおり就学支援を受けたいので申請します。申請に際して、必要があれば家族構成、私および同居者の収入状況、生活保護の認定、児童扶養手当の認定について民生委員や関係機関への照会、公簿等の閲覧をすることに同意いたします。なお、認定後、給食費等学校納付金に滞納がある場合は、当該就学支援費を滞納額に充当することを承諾します。

小浜市教育委員会 様					年 月 日
学校名		申請者			(自署)
対象児童生徒	新 学年	(フリガナ) 氏名	住 所	小浜市	電話番号
	新 学年	(フリガナ) 氏名			
	新 学年	(フリガナ) 氏名			
	新 学年	(フリガナ) 氏名			
世帯員氏名 (対象児童生徒を含む)	続 柄	生年月日	年 齢	勤務先・学校名	
	対象児童生徒				
児童扶養手当 受給状況	1・受給中である 2・申請中である 3・受給していない		生活保護の 状況について	1・受給中 2・停止または廃止されている 3・受給したことはない	
支援が必要な理由について、具体的に記入してください。					

《以下は記入しないでください。》

学校長意見欄	1・生活状態が悪いと思われる。 2・学校納付金が滞りがちである。 3・学用品費等に不自由している。 4・経済的理由により欠席が多い。 5・その他（具体的に）	
学校名		
校長名	印	
右のとおり決定する。	1・認定する。 2・却下する。	教育委員会 印
年 月 日		
小浜市教育委員会		

平成 年度 就学支援申請書

下記のとおり就学支援を受けたいので申請します。申請に際して、必要があれば家族構成、私および同居者の収入状況、生活保護の認定、児童扶養手当の認定について民生委員や関係機関への照会、公簿等の閲覧をすることに同意いたします。なお、認定後、給食費等学校納付金に滞納がある場合は、当該就学支援費を滞納額に充当することを承諾します。

小浜市教育委員会 様					平成 年 月 日
学校名		申請者			印
対象児童生徒	新 学年	(フリガナ) 氏名	住 所	小浜市	電話番号
	新 学年	(フリガナ) 氏名			
	新 学年	(フリガナ) 氏名			
	新 学年	(フリガナ) 氏名			
世帯員氏名 (対象児童生徒を含む)	続 柄	生年月日	年 齢	勤務先・学校名	
	対象児童生徒				
児童扶養手当 受給状況	1・受給中である 2・申請中である 3・受給していない		生活保護の 状況について	1・受給中 2・停止または廃止されている 3・受給したことはない	
支援が必要な理由について、具体的に記入してください。					

《以下は記入しないでください。》

学校長意見欄	1・生活状態が悪いと思われる。 2・学校納付金が滞りがちである。 3・学用品費等に不自由している。 4・経済的理由により欠席が多い。 5・その他（具体的に）	
学校名		
校長名	印	
右のとおり決定する。	1・認定する。 2・却下する。	教育委員会 印
年 月 日		
小浜市教育委員会		

(裏)

民生委員所見欄

※ 教育委員会、学校へ連絡したいことがある場合はご記入ください。

担当民生委員

(自署)

(小浜市立小学校および中学校の処務細則の一部改正)

第 2 条 小浜市立小学校および中学校の処務細則
(昭和 4 7 年教育委員会訓令第 1 号) の一部を次のように

第 4 条

学校教育法施行規則(昭和 2 2 年文部省令第 11 号。以下「省令」という。)第 3 4 条の規定によつて、保護者が願い出る就学猶予または免除については、様式第 2 号によらなければならない。

第 1 8 条

校長は、規則第 2 1 条の 2 第 2 項の規定により承認を受けて積雪寒冷期に休業を行うときは、その都度様式第 1 8 号により教育委員会に届け出なければならない。

第 4 条

学校教育法施行規則(昭和 2 2 年文部省令第 11 号。以下「省令」という。)第 4 2 条および第 5 5 条の規定によつて、保護者が願い出る就学猶予または免除については、様式第 2 号によらなければならない。

第 1 8 条

校長は、規則第 2 0 条第 3 項の規定により承認を受けて積雪寒冷期に休業を行うときは、その都度様式第 1 8 号により教育委員会に届け出なければならない。

様式第2号(第4条関係)

年 月 日	
小浜市教育委員会 様	
保護者住所	
氏名	
学齢児童(生徒)就学猶予(免除)願書	
次の学齢児童(生徒)の就学猶予(免除)を願いたいので、医師の診断書(証明書)を添えて お願いします。	
記	
児童(生徒)氏名	
生 年 月 日	年 月 日生
保護者との続柄	
現 住 所	
猶予(免除)を要 する理由	

備考 医師の診断書(証明書)又は児童相談所等の証明書を添えること。

様式第2号(第4条関係)

年 月 日	
小浜市教育委員会 様	
保護者住所	
氏名	
学齢児童(生徒)就学猶予(免除)願書	
次の学齢児童(生徒)の就学猶予(免除)を願いたいので、医師の診断書(証明書)を添えて お願いします。	
記	
児童(生徒)氏名	
生 年 月 日	年 月 日生
保護者との続柄	
現 住 所	
猶予(免除)を要 する理由	

備考 医師の診断書(証明書)又は児童相談所等の証明書を添えること。

3) 附則

施行日/令和3年7月1日から施行する。

議案第21号

成年年齢引き下げ後の成人式の在り方について

民法の一部改正に伴い、令和4年（2022年）4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられるが、小浜市においては、これまでどおり令和4年度以降も当該年度中に20歳に達する人を対象に、「20歳（はたち）のつどい（仮称）」の式典を開催する方針を別紙のとおり定めたいので、承認を求める。

令和3年6月28日 提出

小浜市教育委員会

教育長 窪田 光宏

成年年齢引き下げ後の成人式の在り方について（案）

◎民法改正による成年年齢引下げについて

成年年齢を18歳に引き下げることとする「民法の一部を改正する法律」は、令和4年（2022年）4月1日から施行されます。令和4年4月1日の時点で、18歳以上20歳未満の方（平成14年4月2日生まれから平成16年4月1日生まれまでの方）は、その日に成年に達することになります。

◎令和4年度以降の成人式の開催方針について

民法の一部改正に伴い、令和4年（2022年）4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

小浜市においては、令和4年度以降もこれまでどおり当該年度中に20歳に達する人を対象に、下記のとおり式典を開催いたします。

記

行事名称 20歳（はたち）のつどい（仮称）※令和5年1月の成人の日から変更
対象年齢 当該年度中に20歳に達する人
開催時期 1月の成人の日（1月の第2月曜日）を含む3連休中の日曜日（成人の日の前日）とする。

20歳となる年度に開催する理由

- 1 18歳となる年度は、大学受験や就職準備など将来に関わる大切な時期であり、どの時期に成人式を開催するとしても、新成人らが実行委員会に参加することが難しくなる他、本人にとっても、家族にとっても、落ち着いた環境で成人を祝うことが困難であると見込まれるため。また、成人式に合わせた着物、振り袖等の費用負担に加え、進学や就職で親元を離れることによる経済的な負担が大きくなる時期であると見込まれるため。
- 2 進学や就職で変化した生活環境にも慣れてきた20歳時に、故郷「小浜市」で式典を開催することにより、生まれ育った地域の中で、家族、旧友、地域社会とのつながりをしっかりと考え、見つめ直すきっかけとするため。
- 3 成年年齢は18歳に引き下げられるものの、飲酒や喫煙等が可能になる20歳において、名実ともに一般成人と同様の権利を行使し、義務を負うことに伴う自覚を促す節目の機会とするため。